

出来事（2012年2月）

1. 未審査の遺伝子組換え食品添加物

1) 昨年12月5日、厚生労働省は、①CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム、②2) KCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについては、遺伝子組換え審査の手続きを経ず流通していたとし、内閣府食品安全委員会（以下、食品安全委員会）に健康影響評価を求めました。

本年1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会で審議され、健康影響評価書がまとめられ、1月19日から2月17日まで意見募集（パブリックコメント）が実施されました。

3月1日の食品安全委員会で安全性が確認されたとして、厚生労働省は、輸入、販売等の自粛を解除しました。

2) 昨年12月22日、厚生労働省が「食品衛生法第11条第1項に基づく『組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続』（平成12年厚生省告示第233号）第3条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物『リボフラビン（ビタミンB₂）』と『キシラナーゼ』が確認された」と報じた件について

①リボフラビン

平成23年12月20日、厚生労働省は、BASF ジャパン株式会社に対し、当該リボフラビンの輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、食品安全委員会の安全性評価に必要となる資料の提出を指示しました。

1月6日、食品安全委員会で健康影響評価依頼がなされ、2月17日、専門調査会で健康影響評価書がまとめられ、2月23日から3月23日まで意見募集（パブリックコメント）が実施されています。

* ロッシュ・ビタミン・ジャパン株式会社の遺伝子組換えリボフラビン（ビタミンB₂）については、食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会で安全性確認がなされ、2001年3月30日に告示されています。

②キシラナーゼ

平成23年12月21日、厚生労働省は、キシラナーゼについても輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、同社を所管する自治体を通じ、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示しました。

* 遺伝子組換え技術を使用した *Bacillus subtilis* 由来のキシラナーゼについては、2004年にADIが「not specified」とされ、JECFA規格が修正されています。

③その他

二段階醗酵法で生産される中国製ビタミンCについても、遺伝子組換え微生物が使用されている可能性が指摘されています。

2. サッカリンカルシウム

2月24日、薬事食品衛生審議会・食品衛生分科会で、サッカリンカルシウムを指定するための審議が行われました。使用基準については、「サッカリンカルシウムとサッカリンナトリウムの残存量を合算して、サッカリンナトリウムの基準以上であってはならない」とされました。

3. 消費者庁・食品表示一元化

2012年2月21日、航空会館にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の第6回の会合が行われ、中間論点整が行われました。

3月23日、関係団体等との意見交換会が実施されます。

併せて、パブコメも実施される予定です。

4. 全国食品衛生主管課長会議

2月22日、全国食品衛生主管課長会議が開催されました。主な事項は次の通りです。

- ・食品中の放射性物質
- ・BSE対策
- ・生食用食肉

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/gyousei/h23_katyoukaigi.html

5. ドイツ連リスクアセスメント研究所（BfR）ナタマイシンの使用拡大に反対

ナタマイシンは、チーズやソーセージなどの表面処理に認められている食品添加物（E 235）です。EFSAは、ナタマイシンの耐性リスクは無視できるとしています、BfRは、患者の治療へのナタマイシンの使用が耐性につながる可能性があるので、（食品添加物として制限下で使用することに反対しないが、）使用可能な食品の拡大には反対としています。

（英語版の要旨）

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/the-area-of-application-of-natamycin-as-a-food-additive-should-not-be-extended.pdf>

6. 豚肉が禁止された中国のアスリート

1月24日、中国スポーツ協会はアスリートに薬物検査失格のおそれがあるとして豚肉（クレンプテロール汚染の可能性）を食べることが禁止されたとのことです。

http://english.ntdtv.com/ntdtv_en/news_china/2012-01-24/chinese-athletes-banned-from-eating-pork.html

* 「食と消費者の権利」（2009年10月、オブアワーズ）に、『豚の角肉でドーピング』は、笑えない現実かもしれない」と書きました。それが2010年8月に現実になりました。ドイツの著名な卓球選手が蘇州市内のホテルで食べた豚の角煮が原因でドーピングとなったからです。

7. 食品の放射能問題

1) 規制（新たな規制値）

飲料水：10Bq/kg、牛乳：50Bq/kg、乳児用食品：50Bq/kg、一般食品：100Bq/kg とする新しい規制が、本年4月から施行することとされています、
2月24日、薬事食品衛生審議会・食品衛生分科会で了承されました。

2) 出荷制限（2012年2月23日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

3) 検査結果（2月29日 現在）厚生労働省 第335報

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000241no.html>

●これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ、きのこ類、クリ、原木ナメコ、原木クリタケ（露地栽培）、米、キューイフルーツ

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉、イノシシ肉、クマ肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。

（3月2日現在、但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_0302.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。（2月20日現在）http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。（11月18日現在）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/ichiran_1118.pdf

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(2012年2月23日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2011/3/21～:(2市6町3村 ^{※1})	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※3})
	カブ	2011/3/23～:(2市6町3村 ^{※2})	—
	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/4/13～:(4市7町3村 ^{※4})	2011/4/13～:(飯部村)
		2011/4/18～:(福島市)	
		2011/4/25～:(本宮市)	
		2011/10/18～:(二本松市)	
	原ホシイタケ(施設栽培)	2011/7/19～:(伊達市)	—
		2011/7/22～:(新地町)	
	原木ナメコ(露地栽培)	2011/11/14～:(川俣町)	—
		2011/10/31～:(福島市、いわき市)	
	キノコ類 (野生のものに限る。)	2011/9/15～:(11市21町11村 ^{※5}) (柳川町、古殿町の取根菌については、9/6から出荷制限)	2011/9/15～:(いわき市、柳川町)
		2011/10/18～:(喜多方市)	2011/9/20～:(南相馬市) (柳川町の取根菌については、9/6から摂取制限)
たけのこ	2011/5/9～:(伊達市、福島市、三春町)	—	
2011/5/13～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—		
くさくてつ(ごごみ)	2011/5/9～:(福島市、桑折町)	—	
ウメ	2011/6/2～:(福島市、伊達市、桑折町)	—	
ユズ	2011/6/8～:(福島市、南相馬市)	—	
	2011/8/28～:(福島市、南相馬市)		
クリ	2011/10/14～:(伊達市、桑折町)	—	
	2012/1/10～:(いわき市)		
キウイフルーツ	2011/9/20～:(伊達市、南相馬市)	—	
	2011/12/9～:(福島市、南相馬市)		
穀類	米(平成23年産)	2011/11/17～:(福島市(旧小国村の区域に限る。))	—
		2011/11/29～:(伊達市(旧小国村及び旧月館町の区域に限る。))	
		2011/12/5～:(福島市(旧福島市の区域に限る。))	
		2011/12/8～:(二本松市(旧浪川村の区域に限る。))	
		2011/12/9～:(伊達市(旧沢沢村及び旧高成村の区域に限る。))	
		2011/12/19～:(伊達市(旧舞田町の区域に限る。))	
2012/1/4～:(伊達市(旧塚本村の区域に限る。))			
水産物	イカナゴの稚魚	2011/4/20～:(全域)	2011/4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	2011/6/6～:(秋元湖、権斎湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する阿川、長瀬川(融川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び奥野川	—
	ウグイ	2011/6/17～:(喜野川(支流を含む。)) 2011/6/17～:(喜野川(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	2011/6/27～:(阿武隈川のうち橋本ダムの下流(支流を含む。))、新田川(支流を含む。))	—
肉	生肉 ^{※6}	2011/7/18～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生肉を除く。)	—
	イノシシ肉	2011/11/9～:(相賀地域(2市7町3村) ^{※7})	2011/11/9～:(相賀地域(2市7町3村) ^{※7})
		2011/11/25～:(東北地域(4市3町1村) ^{※8})	2011/11/25～:(東北地域(4市3町1村) ^{※8})
		2011/12/2～:(6市10町2村) ^{※9}	—
クマ肉	2011/12/2～:(6市10町2村) ^{※10}	—	
茨城県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/10/14～:(土浦市、行方市、鉢田市、小美玉市)	—
	原ホシイタケ(施設栽培)	2011/11/10～:(茨城町、阿見町)	—
肉	イノシシ肉	2011/10/14～:(土浦市、鉢田市)	—
	イノシシ肉	2011/11/10～:(茨城町)	—
その他	茶	2011/12/21～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
その他	茶	2011/6/2～:(29市8町2村 ^{※11})	—
栃木県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原ホシイタケ	2012/2/15～:(那須塩原市、矢板市)	—
	原ホシイタケ	2011/11/7～:(鹿沼市、矢板市)	—
	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/11/8～:(大田原市、那須塩原市)	—
肉	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/11/14～:(5市3町 ^{※12})	—
	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/11/14～:(那須塩原市、日光市)	—
肉	生肉 ^{※6}	2011/8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生肉を除く。)	—
	イノシシ肉	2011/12/5～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	—
その他	シカ肉	2011/12/2～:(全域)	—
	茶	2011/7/8～:(鹿沼市、大田原市)	—
千葉県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原ホシイタケ(露地栽培)	2011/10/11～:(我孫子市、君津市)	—
		2011/11/18～:(茨山市)	
		2011/12/22～:(佐倉市)	
		2012/2/23～:(印西市)	
その他	茶	2011/6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市)	—
2011/7/4～:(船橋市)	—		
神奈川県			
その他	茶	2011/6/2～:(湘河原町)	—
群馬県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	2011/6/30～:(渋川市、須賀市)	—
埼玉県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原ホシイタケ(露地栽培)	2012/1/18～:(白石市及び角田市)	—
肉	牛肉 ^{※9}	2011/7/28～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生肉を除く。)	—
岩手県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※9}	2011/8/1～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される生肉を除く。)	—

8. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例（2012年2月）特筆すべき事例のみ紹介します。
- ・ベトナムから輸入された「冷凍養殖むきえび」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前加熱：えび餃子）」、「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱：えび類）」等の命令検査で、0.01～0.11ppmの合成抗菌剤エンロフロキサシン検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・株式会社マルハニチロがベトナムから輸入した「加熱摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えびフライ」の命令検査でAOZとしてフラゾリドン0.002ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・新高水産株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：バナメイ寿司エビ」の命令検査で0.002ppmの除草剤トリフルラリン検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・富士通商株式会社、サンフレッシュ通商株式会社がメキシコから輸入した「生鮮アボガド」の命令検査で、残留基準を超えてメタミドホス及びアセフェートが残留したとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・中国から、株式会社ノースイが輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：ピーマン」のモニタリング検査で、一律基準を超えてジフェノコナゾール0.05ppmが検出され、成分規格不適合による廃棄、積み戻し等が指示されました。
 - ・フィリピンから、株式会社プラネットビジネスが輸入した「加熱摂取冷凍食品（凍結直前加熱：キャッサバ）」の命令検査で、シアン化合物が27mg/kg検出され、廃棄、積み戻し等が指示されました。

（作成：2012年3月2日）